

大規模新ソーラー除外へ

固定価格買い取り 来年にも

再生可能エネルギーによる電気の固定価格買い取り制度（FIT）について、経済産業省は、新たに造られる大規模な太陽光発電設備を買い取り対象から外す方針を固めた。2020年にもFIT法を改正し、それ以後は設備を認定しない。太陽光に偏って増えているため、事業者の競争を促す新制度に移す考えだ。

急速普及で費用高騰

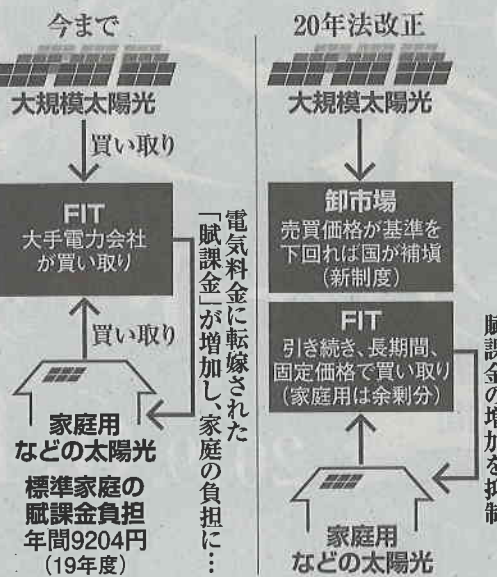
FITは、再生エネの普及を後押しする狙いで12年度に始まった。あらかじめ決められた高い価格で電力会社に一定期間の全量買い取りを約束している。認定

取りを続ける。

経産省がFITを見直すのは、太陽光発電が急激に普及した一方、最終的に消費者の電気料金に転嫁される電力会社の買い取り費用がかかりすぎているためだ。太陽光を含めた再生エネの19年度の買い取り総額は約3・6兆円で、電気料金に転嫁された「賦課金」は約2・4兆円。標準家庭が今年度負担する見通しの年間の賦課金は9204円で、12年度の686円と比べると13倍以上になった。

FITは、再生エネの普及を止めるのはメガソーラーといった大規模な設備のみで、家庭用などは引き続き認定する。大規模太陽光も認定済みのものは、約束通りの価格と期間、全量買い

固定価格買い取り制度（FIT）はこう変わる



経産省は、買い取り総額の7割を占める事業用太陽光のうち、新規の大規模なものはFITによる優遇をなくし、事業の自立化を促すことで、賦課金の今後の伸びも抑えられるとみている。ただ制度設計次第では、再生エネ普及を阻害する恐れもある。

こうしたFITの見直し案を含めた再生エネの今後の促進策を、月内にも有識者会議に示す。大規模な風

力発電設備もFITの対象外にし、全量買い取りの新規認定を止める方針。普及が伸び悩む地熱やバイオマスなどの発電設備は、引き続きFITで支援する方向で議論するとみられる。

メガソーラーなど全量買い取りされない発電設備をつくる事業者は今後、自分で売りを見つけるか、卸市場を通じて小売業者に電気を売ることになる。ただ、市場価格が急落すると事業が成り立たなくなるため、一定の価格を下回った場合には、差額を国が補填する新制度をつくる方向で検討する。補填分は、最終的に電気の消費者に転嫁される見通しだ。

経産省は、FITと新制度を組み合わせて再生エネのバランスのよい普及を促す。総電力量に占める再生エネ比率は、今の約16%から30年度に22〜24%に引き上げることをめざす。

大規模な太陽光発電設備が多くできた九州では昨秋以降、九州電力が受け入れを一時的に減らす「出力抑制」を実施している。政府は再生エネの適地から、消費者の多い都市部により多く電気を送るため、地域の送電網をつなぐ「連系線」を国民負担で増強し、再生エネを効率よく利用する方針も進める。（伊藤弘毅）